関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二七・〇トン
四	一七、一二〇トン
五	九二六トン
六	一二トン
七	三〇・五トン
八	二一・八トン
九	二八、八六四トン
一〇	二、九二一トン
一一	一五、九九九トン
一二	五〇、八四一トン
一三	四、四九〇、四五六トン
一四	九〇二、三六三トン
一四の二	四一八、九六六トン
一五	二二八トン
一六	四、七三四トン
一七	八二、六四九トン
一八	一二、一八八トン
一九	六二三トン
二〇	三〇〇トン
二一	一八、九九七トン
二二	三四二トン
二三	三、〇九一トン
二四	二一トン
二五	〇トン
二六	三、五五四トン
二七	七、八三一トン
二八	二トン
二九	三一一トン

○財務省告示第四百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万五千七百四十五トン

二　冷凍牛肉　二十万五千六百四十四トン

○財務省告示第四百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十九万五千六百二十一トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十九万五千六百五十七トン

○財務省告示第四百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第六項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年一月一日

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　枝野　幸男

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：佐賀支店 郵便番号：840―0815 所在地：佐賀県佐賀市天神１―１―24 電話番号：0952―23―8121	営業所又は事務所の名称：佐賀支店 郵便番号：840―0801 所在地：佐賀県佐賀市駅前中央１―６―23 電話番号：0952―23―8121

(2)　変更年月日

平成24年２月20日

(3)　変更の理由

移転のため

○文部科学省告示第百七十六号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号イの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日　　文部科学大臣　中川　正春

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

日本ラチーノ学院	滋賀県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）〔平成二十年厚生労働省告示第六十一号〕の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表Ⅱ区分０１４⑵を次のように改める。

⑵　削除